

寺井議員 1001 作成部局 危機管理安全局 No.1

質問要旨 今年4月からヘルメット着用が努力義務になったことを市民や職員にどのように啓発しているのか。

答弁要旨

ヘルメット着用が努力義務となることが閣議決定された昨年12月以降、警察が主体となり、市・交通安全協会が連携しながら啓発に取り組んでいるところでございます。

市民に対しては、市報やホームページ、SNS での情報発信をはじめ、事前周知として、自転車安全運転の日キャンペーンでのチラシの配布や、高校生や警察、交通安全協会と連携したヘルメット着用キャンペーンを実施し、4月以降についても春の全国交通安全運動キャンペーンや市内の学校等を対象とした自転車教室等、様々な場面を通じて啓発に取り組んでおります。

また、職員に対しては、令和5年3月24日付で公務中はもちろんのこと、通勤時にもヘルメット着用を推奨する旨の通知を総務局と連名で出すとともに、職員向けシステムを活用した周知などの啓発を行っております。

以上

質問要旨 ChatGPT 等生成 AI 検討状況について

答弁要旨

ChatGPT につきましては、議員ご指摘のとおり、さまざまな分野で活用が広がっており、行政での利用についても、現在、国をはじめとして、各自治体でもスピード感を持って検討や運用がなされている状況と認識しております。

本市におきましては、総務省通知や国の個人情報保護委員会の注意喚起もあったことから、現在、個人情報などの機密情報を AI に学習させないサービスを提供する事業者の ChatGPT について、早期の庁内での試行運用を目指しているところでございます。

以上

質問要旨 ガールズバー等の客引きが多く、阪神尼崎駅周辺の繁華街は夜に近づかないエリアとの声があることについて、本市のイメージ、特に治安についてどのような影響を与えていると考えているのか。

答弁要旨

議員ご指摘の阪神尼崎駅周辺の繁華街(神田新道地域)は、兵庫県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(兵庫県風営法条例)において、第4種地域として、一定の風俗営業やラブホテルの建築が認められているエリアとなっております。

合法範囲での営業については、本市のイメージをそこなっているとは考えておらず、違法風俗営業を行っていた旧かんなみ新地とは異なるものと考えております。

なお、阪神尼崎駅周辺の客引きに関する苦情の状況は、昨年度に1件程度であり、本市の治安に影響を与える度合いは、これまで危機管理安全局が取り組んできた街頭犯罪等とは異なるものと認識しております。

以上

質問要旨 本市のヘルメット着用率の現状は。

答弁要旨

ヘルメット着用率に関する調査につきましては、改正道路交通法の施行直前の今年2月から3月にかけて、警察庁が主要都道府県において状況を把握するために実施したものであり、県警に確認したところ、本市に限った着用率に関するデータはないとの返答でした。

以上

寺井議員 2002 作成部局 危機管理安全局 No.1

質問要旨 本市のヘルメット着用率の KPI 等は。

答弁要旨

、本市に限った着用率は警察も把握していないため、現時点で目標値などは特に設定していません。

以上

質問要旨 自転車用ヘルメットの助成について検討すべきだと考えるが。

答弁要旨

自転車のヘルメット着用については、規定上、努力義務であり、定着するまでに相当な期間が必要であると認識していることから、引き続き、様々な手法を用いて、着用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

その手法の一つとして、ヘルメット購入助成の実施については、県や他都市における動向や実施状況を踏まえ、判断していきたいと考えております。

以上

質問要旨 コミュニティサイクルにおけるヘルメットの準備について、いかがお考えか。

答弁要旨

現在、コミュニティサイクル事業者とヘルメット着用について協議を行っておりますが、不特定多数の方が利用することから生じる衛生面、サイズ不一致による安全面、屋外設置のため雨ざらしとなる保管面など多くの課題があることから、現状は利用者にご用意いただく旨の周知を行っております。

一方で、利用者側がヘルメットを用意することの難しさも認識していることから、引き続き、コミュニティサイクル事業者と利用者に対してヘルメット着用の重要性を啓発していくとともに、ヘルメット着用の在り方について協議してまいります。

以上

質問要旨 電動キックボードの交通ルール周知の安全啓発の取組み及び公道を走行する上で安全性の確保、道路の整備状況など精査した課題について、現在の進捗は。

答弁要旨

電動キックボードにつきましては、令和5年7月1日の改正道路交通法の施行により、特定小型原動機付き自転車という、新たな交通ルールが適用されることに先立ち、市報やホームページなどで、新しい交通ルールを掲載するとともに、春の全国交通安全運動などにおいても、新しい交通ルールが制定されたことを周知するための啓発に取り組んでいるところです。

また、電動キックボードは、自転車と同様に原則として車道を通行しなければならないことから、安全性の確保のためには、現在、本市で行っている自転車ネットワーク整備方針で整備した自転車レーン等や、道路のひだりがわはし左側端を利用してもらうことを想定しております。

以上

質問要旨 7月以降普及される本市の電動キックボード等の交通ルール等をどのように啓発していくのか。

答弁要旨

電動キックボード等の交通ルールについては、兵庫県警察本部交通企画課が作成した「特定小型原動機付自転車に関する主な交通ルール」のチラシを活用した啓発に取り組んでおり、市へのナンバープレート交付時にも同チラシを配布し、交通ルールの周知を行ってまいります。

7月以降につきましては、市内の電動キックボードの利用状況を踏まえ、兵庫県警、交通安全協会、市の3者で連携しながら、引き続き、交通ルールの啓発に取り組んでまいります。

以上

質問要旨 本市の自転車に関する計画等に、ヘルメットの着用努力義務とマイクロモビリティについて加筆をすることを考えているか。

答弁要旨

自転車のヘルメット着用促進については、長期的に取り組んでいく必要であることから、ご指摘のように自転車のまちづくり推進計画に一定の加筆が必要であると認識しております。

一方、電動キックボード等のマイクロモビリティにつきましては、自転車とは道路交通法上の車両区分も異なるため、現時点で同計画に馴染まないと判断しており、加筆することは考えておりません。

以上

質問要旨 生成 AI 利用に関する条例化、ガイドライン策
定について

答弁要旨

ChatGPT につきましては、機密
情報を AI の学習に利用されることや著作権保護につい
ての問題も指摘されております。

先ほどご答弁いたしました試行運用におきましては、
機密情報の入力をさせない、また、入力した情報が AI
の学習データに取り込まれない設定が可能なサービス
を利用するとともに、今後、試行運用する中での状況に
加え、国や他の自治体の状況も鑑み、本格運用までに
正式なガイドラインを策定いたします。

以 上

質問要旨 生成 AI を進める中での若手職員の参画について

答弁要旨

先ほどご答弁いたしました試行運用につきましては、行政における生成 AI の利用に効果があるかどうかを見極めるため、試行運用の協力所管課を庁内から募集する予定をしております。

その試行運用の中で生成 AI の具体的な活用方法や、ルール作りも含めた検討をしてまいります。その協力所管課のひとつとして、ChatGPT を研究テーマとする庁内の自主研修グループに声を掛けるなど、可能な限り若手職員の参画を求めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 DX 推進に向けた全庁的な意識醸成の風土
と仕組みについて

答弁要旨

現在の本市の取組といたしましては、USB紛失事案を踏まえ、まずは全庁的な情報リテラシー・情報セキュリティの向上に係る取組の強化を図っているところであり、議員ご指摘の中津市のような先進的な取組は出来ておりませんが、今後、外部から任用するCIO補佐官兼CISO補佐官の知見を得ながら、デジタル人材育成の観点を十分に踏まえつつ、DX 推進に係る職員研修の充実を含め、DX 推進に向けた様々な取組を積極的に検討してまいります。

以上

質問要旨 今でも、市や県において、ワークショップを行い、客引きについてのアンケートを取っているのか。

答弁要旨

強引な客引きに対する取り締まりは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や兵庫県客引き行為等の防止に関する条例を所掌している県警において行っているものであることから、これまで本市において、客引きに関するワークショップやアンケートは実施しておりません。

なお、過去には県警において歓楽街の治安などに関するワークショップを実施したことがありますが、現在は実施していないと確認しております。

以 上

質問要旨 西宮北口のガールズバー等の客引き行為等の請願から、客引きについて県が調査すると聞いているが、本市にも県から何か通知は来ているのか。

答弁要旨

令和5年5月16日付で兵庫県県民生活部くらし安全課から各市長に対して、客引き行為等に係る苦情や問い合わせ等の実態について照会があり、令和4年度中に件数が2件、内容は塚口商店街と中央商店街の周辺において、それぞれガールズバーなどの客引きがいるので取り締まってほしいといった内容であった旨を回答しております。

以上

質問要旨 客引き行為について取り締まりを更に強化することはできないか。今後どのような対策に取り組むのか。

答弁要旨

客引きについての規制は、議員ご紹介の県条例の他、風俗に係るものは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条等において市域全域が禁止されており、日々警察により取り締まりが行われております。

旧かんなみ新地の閉業後、周辺地域での違法な風俗の取り締まり強化に向け、所轄警察と協議し、市も警察と一緒に繁華街を巡回することなどを提案しました。

しかしながら、所轄警察においては風営法対策班を設置し、繁華街を巡回し捜査を行うなどの対策強化に取り組んでいることから、その捜査に支障をきたす恐れがあるため、警察主体で対応する旨の回答があったものです。

(次ページへ続く)

こうした経緯経過なども踏まえ、強引な客引き行為や違法風俗営業につきましては、市民からの相談時や職員のパトロール時に異変を感じた際に、随時、所轄警察署に情報提供を行うなどにとどめ、具体的な対策は警察を中心に取り組んでいただいております。

なお、所轄警察では旧かなみ新地の閉業後からこれまでに風営法違反で数件の検挙を行っており、直近では、今月6日に市内のマッサージ店店長を準強制わいせつの疑いで逮捕するなど、その対策の実績を上げられていることを認識しております。

以上